

# 「電気通信事業ガバナンス検討会」 前回会合における主なご意見と対応(案)

令和3年12月14日  
電気通信事業ガバナンス検討会  
事務局

| 項目              | 主なご意見   | 考え方・対応(案)  |
|-----------------|---|--|
| <p>情報規律等の対象</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• SNS等が実質的に通信の媒介に当たるということについては異論ないが、通話・コミュニケーションサービスという外延がはっきりしないので、規律の対象となるサービスの明確化が必要ではないか。</li> <li>• 検索サービスを規律の対象とすることについて、通信の相手方を指定することの重要性は一定程度理解できるが、インターネットネットショッピング等の特定の分野に限定した検索サービスについては他の通信サービスの提供の基盤になっているとは考えにくく、線引きが困難ではないか。</li> <li>• SNS等は実質的媒介性があると思うが、シンプルに取り扱う役務利用者情報の量で区分するという考え方もあるのではないか。</li> </ul> | <p>法の規律対象の考え方を大きく変更することは社会的影響も非常に大きく、本検討会では、大きな方向感として、現行の法の規律の考え方を踏まえ、他人の通信の実質的媒介を行う電気通信役務又は検索サービスを提供する事業を営む者であって、非常に多くの利用者を有する者に限り、法の規律の対象として位置づけることとしてはどうか。</p> <p>他人の通信の実質的媒介を行う電気通信役務について、SNSに関しては、利用者から送信（投稿）されたコミュニケーションに係る情報を、他の利用者が閲覧しうる状態にすることで、実質的に通信の媒介を行うことから、非常に多くの利用者を有する者に限り、規律の対象と考えられるのではないか。</p> <p>利用者からのレビュー機能等を付随的に有するサイトは、コミュニケーションに係る情報を実質的に媒介するものではあるが、役務全体における当該機能の不可欠性や利用者に与える影響等に鑑み、あくまで付随的に実質的媒介の機能を提供する場合は、対象外としてはどうか。付随性の判断基準としては、当該機能がなくても電気通信役務が成り立つか否かで判断することが考えられるのではないか。</p> <p>ネット・オークション、オンライン・フリーマーケット等は、利用者から送信（投稿）された情報を他の利用者が閲覧しうる状態にすることで、実質的に通信の媒介を行うものではあるが、取扱う情報が主としてコミュニケーションに係る情報ではないことから、対象外としてはどうか。</p> <p>検索サービスについて、分野横断的な検索サービスは、入力された情報に対応して、当該情報が記録されたサイトのURL等を出力する検索サービスを提供し、様々な電気通信役務に係る基盤的役割を担うことから、規律の対象と考えられるのではないか。他方、インターネットネットショッピング等の特定の分野に限定した検索機能・サービスについては取得する利用者情報の範囲や社会経済的影響力は限定的であるため、対象外としてはどうか。</p> |

| 項目      | 主なご意見   | 考え方・対応(案)  |
|---------|---|--|
| 情報規律の内容 | <p>情報通信基盤に対する規律について、現在の電気通信事業法においては、設備規律では情報の伝送に主眼が置かれておりデータの内容は特に規定していないので、新たに検討する情報規律についてもデータの内容には触れずに安全管理等を求めるような形が望ましいのではないか。</p> | <p>情報の取扱いに関しては、情報の内容を直接規律するものではないが、電気通信事業者の事業の形態や保有する情報の内容等によって、情報の適正な取扱いのレベルが変わり得るため、適正な取扱いを求める情報を電気通信役務利用者情報として示しつつ、事業者の実態に応じた情報の適正な取扱い(安全管理や委託先の監督等)を義務付けるとともに、電気通信事業者の自主的なガバナンスを補完する観点から、特に大規模な電気通信事業者に対しては、責任者の選任や情報取扱規程の策定等の必要最小限の規律を課すことが望ましいのではないかと考えられる。</p>  |
| 情報規律の内容 | <p>今回検討している内容を電気通信事業法に反映していくことで、LINE事案のようなことの再発防止につながるのかの確認が必要ではないかと考えられる。</p>  | <p>Zホールディングス株式会社においては、有識者による特別委員会から、①委託決定過程でのリスク評価の未実施と見直し体制の不備、②利用者に対してデータ保存国等事実に反する説明の実施等が判明したことを踏まえ、責任者を含むガバナンス体制の構築や関連規程等の整備の必要性について提言がなされている。</p> <p>以上を踏まえると、電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに係る規律として、全ての電気通信事業者に対し、安全管理、委託先の監督等を課すとともに、特に大規模な電気通信事業者に対しては、情報取扱規程の策定、情報統括管理者の選任、利用者に対する情報の取扱いに関する方針の策定及び公表、リスク評価の実施等を課すことにより、当該事案と同様の事案の再発防止に寄与すると考えられるのではないかと考えられる。</p> |

| 項目              | 主なご意見   | 考え方・対応(案)   |
|-----------------|---|---|
| <p>事故報告等の対象</p> | <p>電気通信事故時の報告義務は、通信サービス提供に当たって利用者に対する一義的な責任を負う電気通信事業者に求めるべきであり、電気通信事業者が使用するクラウド事業者にまで求めるべきではないのではないか。</p> | <p>電気通信事故に対する一義的な説明責任は、通信サービス提供に当たって利用者に対する一義的な責任を負う電気通信事業者が負うことが基本であると考えられる。</p> <p>しかしながら、仮想化やクラウド等の技術による通信ネットワークの多様化等が進展していることから、電気通信事故が生じた場合等において、当該電気通信事業者のみでは原因究明等に支障が生じる事例があり、関係するステークホルダーからの協力が得られるような環境を整備しておくことも必要ではないか。例えば、クラウド事業者がコアネットワークの機能をクラウドサービスを通じて複数の電気通信事業者に提供する場合は、クラウド事業者が当該機能を主体的に管理していると考えられるため、電気通信事故の原因究明等に必要な報告徴収等の規律がクラウド事業者にも課されるように整合を図る方向で検討してはどうか。</p> |